

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例

平成二十一年七月十四日
山口県条例第三十六号

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例をここに公布する。

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、小型船舶等の操縦について必要な規制を行うことにより、県民の生命及び身体の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小型船舶等」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二条第四項に規定する小型船舶(スポーツ又はレクリエーションの用に供するものに限る。)及びこれによりけん引されるものをいう。

2 この条例において「遊泳者等」とは、遊泳者又はろかいのみをもって運転する舟に乗っている者をいう。

(危険な行為の禁止)

第三条 何人も、人命救助その他の正当な理由がないのに、遊泳者等の付近において、小型船舶等を急転回させ、縫航させ、衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行させ、その他遊泳者等に危険を覚えさせるような方法で操縦してはならない。

(罰則)

第四条 前条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。